

菊池市上下水道使用開始申込書

菊池市長

様

令和

年

月

日

届出人 住 所 :

氏 名 :

(契約者との続柄)

本人 親族 その他()

電 話 : - -

私、()は、届出人を代理人と定め、本手続きに関する権限を委任します。
(届出人と契約者が異なる場合は、欄に✓し、カッコ内に契約者氏名を記入してください。)

このことについて、菊池市給水条例第22条及び菊池市下水道条例第20条の規定に基づき下記のとおり申し込みいたします。

※太枠内をご記入ください。

入 居 日	令和	年	月	日	開栓日時	令和	年	月	日	時	
水栓所在地	菊池市				アパート名 (部屋号数)						
フリガナ					電話番号			不動産会社名			
使用者氏名 (契約者)											
住民登録地					生年月日	T・S・H		年		月	日
連絡先又は 勤務先					電話番号						
使用 者 数	人		使用者氏名								
届 出 事 由	使用開始	支払 方法	口座振替		送 付 先						
	名義変更		納入通知書		〒 -						
	その他										

※ 水道料金が2ヶ月以上滞納しますと、菊池市給水条例第43条の規定により、完納されるまで給水を停止することがあります。

※ 上・下水道料金は、年 月分より請求します。ただし、下水道料金は一部その前月分から請求することがあります。

※ 口座振替は、毎月25日となっています。(金融機関が休日の場合は翌営業日となります。)

※ 口座振替をご希望の場合は、菊池市水道局、各支所の市民生活課、各金融機関の菊池市内等の支店受付に申込用紙があります。

※ 本申込書は、菊池市地域生活排水処理施設条例第5条、菊池市公共浄化槽整備推進条例第9条、菊池市農業集落排水処理施設条例第11条に基づく使用申込みも兼ねています。

※ 上水道の使用に関しては菊池市給水条例、下水道の使用に関しては菊池市下水道条例、菊池市地域生活排水処理施設条例、菊池市公共浄化槽整備推進条例、菊池市農業集落排水処理施設条例が契約の内容となります。

確認 住民票等の写し 支払い方法 受付者()

市	水 栓 番 号							メーター番号	-	
	開 栓 日	令和	年	月	日	口 径	Φ13 Φ20 その他(Φ)			
処	電算処理日	令和	年	月	日	開始指針				
	水 道 区 分	上水道(菊池・七城・旭志・泗水)								
理	下 水 区 分	公共(菊池・七城・泗水) 農集(七城・泗水)								
	浄化槽	その他()								
欄	備 考									
	処理担当者									